

2. ジオツアー参加者の傷害保険

(1) 概要

ジオツアー参加者が、ジオツアーに参加するために所定の集合場所に集合した時から、所定の解散場所で解散するまでの間で、かつジオツアー主催者の管理下にある間の偶然な事故による傷害を補償します。

(注) 宿泊を伴うジオツアーは対象になりません。

ジオツアー参加者が平均1回に20名以上であり、備え付け名簿により参加者を把握できるジオツアーが対象です。

(2) 保険名

レクリエーション保険

(普通傷害保険、行事参加者の傷害危険補償特約)

(3) 支払われる保険金

死亡保険金

後遺障害保険金 (その程度に応じて死亡保険金額の100% (1級) ~ 4% (14級) まで)

入院保険金 (入院した場合、日額×入院日数、最大180日分まで)

手術保険金 (入院中の手術は入院日額の10倍、その他の手術は5倍)

通院保険金 (通院した場合、日額×通院日数、最大90日分まで)

(4) 保険金をお支払できない場合

山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル等を使用するもの、ロッククライミングを含む)

ジオツアー主催者、参加者の故意による事故

宿泊を伴うジオツアー

自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ

地震、噴火およびこれにともなう地震によるケガ

頸部症候群、腰痛等の症状を訴えている場合で、裏付ける医学的他覚的所見のないもの

脳疾患、病気または心神喪失によるケガ、細菌食中毒、ウイルス性食中毒、誤嚥による肺炎など。(注) 詳細は保険約款、特約を参照。

(5) 契約例(保険金額、保険料)

項目	保険金額	保険料
死亡保険金額	893万円	1回1名あたり 50円
後遺障害	893万円~35万円	
入院日額	(1日) 6,000円	
手術費用	6万円~3万円	
通院日額	(1日) 2,500円	

前年度参加者数×50円が年間保険料となります。

(注) 保険料は改定となることがあります。

(6) 契約の方法

- ① 前年度のジオツアー参加者数の実績により保険料(確定保険料)を算出します。
保険期間中の参加者数が、前年度の参加者数より増加しても追徴保険料はなく、減少しても保険料の返還はありません。
(注)前年度の実績がない場合(新たにジオツアーを開始する場合)、年間の参加者数の見込みによる保険料(暫定保険料)を算出し、保険期間終了後に実際の参加者数に応じた保険料(確定保険料)との差額を、追徴または返還します。
翌年度の保険料(確定保険料)は、前年度の参加者数の実績により算出します。
- ② 保険申込書、前年度の参加者数についての告知書に、代表者印をいただきます。
- ③ 保険料を保険開始前までに、弊社に振込みいただくか、保険開始の翌月末までに保険会社の請求書により保険会社に振込みます。
- ④ ジオツアー参加者については、名簿を作成し保管いただきます。

以上